

関税の犯則調査・処分に係る手続のデジタル化

令和7年11月5日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 現行制度の概要

関税の脱税や覚醒剤の密輸事犯等の関税法上の犯罪については、その特殊性・専門性等に鑑み、関税法第 11 章において、税関職員が行う犯則事件の調査及び税関長が行う通告処分・告発についての権限及び手続（以下これらを「犯則調査・処分」という。）が規定されている。税関においては、関税法の規定に基づき、犯則嫌疑者に対する質問及び居宅等の搜索・証拠物の差押え等を行うとともに、調査の結果、犯則事実の存在について心証を得た場合には、罰金に相当する金額等を税関に納付すべき旨を通告する処分や検察官への告発を行っている。

また、輸入される外国貨物については関税のほか、内国消費税が徴収されることとなるが、輸入に係る内国消費税の犯則調査・処分については、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）の規定に基づき、税関が国税通則法の規定を適用して行っている。

2. 見直しの背景

近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、刑事手続等の円滑化・迅速化及びこれに関与する国民の負担軽減を図るため、刑事手続において取り扱う書類について電磁的記録をもって作成・管理・発受すること等を可能にするための、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 39 号。以下「刑事訴訟法等改正法」という。）が、本年 5 月 23 日に公布されている。

依然として深刻な状況が続いている不正薬物の密輸入をはじめ、益々巧妙化する金地金の密輸入等の犯則事件に厳正に対処するため、税関においても、犯則調査・処分を効率的に執行する観点から、刑事手続と同様に、①犯則調査・処分に係る手続の円滑化・迅速化を図るとともに、②犯則調査・処分に関与する国民の負担軽減を図る必要があると考えられる。そして、その旨、昨年 12 月、関税・外国為替等審議会会長より、引き続き検討すべき事項として答申されている。

（参考 1）関税・外国為替等審議会 答申（令和 6 年 12 月 20 日）

Ⅲ. 引き続き検討すべき事項 2. 犯則調査手続のデジタル化

法務省においては、刑事手続の円滑化・迅速化を図るとともに、刑事手続に関与する国民の負担軽減を図ることを目的として、情報通信技術の進展等に対応した刑事手続のデジタル化を実現するための刑事訴訟法等の改正を検討している。

関税法の犯則調査・処分の手続についても、依然として深刻な状況が続いている不正薬物の密輸入をはじめ、益々巧妙化する金地金の密輸入等の犯則事件に厳正に対処するため、犯則調査・処分に係る手続の円滑・迅速な実現を図るとともに、犯則調査・処分に関与する国民の負担軽減を図る必要がある。

これらを踏まえ、刑事訴訟法等の改正が行われる場合には、関税法上の犯則調査手

続についても同様に、デジタル化を実現するための制度の見直しを行うことが適当である。

(参考 2) 主税局においては、令和 8 年度税制改正において、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮しつつ、国税犯則調査手続のデジタル化に対応するための国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号)の見直しを検討しているところ、税関においては、関税法及び国税通則法の両法を執行していることから、両法の手続の調和を図る必要がある。

3. 検 討

刑事訴訟法等改正法により刑事手続へ導入される以下の事項について、関税法上の犯則調査手続への導入を検討する必要がある。

(1) 電磁的記録提供命令等の創設

現状、税関が行う犯則調査において、犯則嫌疑者の通信履歴といった電子データの差押えを行う場合には、税関職員が差押えを受ける事業者の事業所まで赴き、通信履歴を記録した USB メモリ等を差し押さえる方法等により対応しているが、対面での対応等が必要となる事業者への負担及び遠方への出張等を伴う税関職員への負担が生じている。

こうした負担の軽減を図るとともに、犯則調査の円滑化・迅速化を図る観点から、関税法において、裁判所の発する許可状により、USB メモリ等の物理的な記録媒体の授受を介さず、オンラインで送信を受ける方法によって通信履歴といった電子データの提供を受けることを可能とする電磁的記録提供命令の規定を設けることが適当であると考えられる。

また、電磁的記録提供命令を受けた者が、その命令を受けた旨を犯則嫌疑者に伝えた場合には、その後の犯則調査に支障を及ぼすおそれがある。そのため、刑事訴訟法と同様に、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨を命ずることができる規定を設けることが適当であると考えられる。

(参考 3) 刑事訴訟法と同様、電磁的記録提供命令の適正な執行を確保する観点から同命令に違反した場合の罰則も創設するのが適当であると考えられる。

(2) 搜索・差押え許可状等の請求等及び告発の電子化

現状、税関職員が搜索・差押え許可状等を請求する際には、大量の資料を書面により裁判所に持参する必要があるほか、請求から交付までに長時間の待機

を要する場合もあり、税関職員に負担が生じている。また、現状、検察官への告発は書面により行っているところ、告発に係る書類を都度検察官に持ち込むことに負担が生じている。

こうした負担の軽減を図るとともに、犯則調査の円滑化・迅速化を図る観点から、関税法において、搜索・差押え許可状等の請求・交付・提示の電子化及び告発の電子化の規定を設けることが望ましいと考えられる。

(3) 差押目録等・調書の電子化

現状、税関が行う犯則調査において、税関職員が差押え等を行った場合には、差押目録等を作成の上、差押物件の所有者等にその謄本（書面）を交付し、調書を作成の上、立会人とともにこれに署名押印しなければならないところ、近年、犯則事件数は高い水準を維持しており、これらの書類の作成・管理に負担が生じている。

こうした負担の軽減を図るとともに、犯則調査の円滑化・迅速化を図る観点から、関税法において、電子データによる差押目録等及び調書の作成・管理等の規定を設けることが望ましいと考えられる。

4. 改正の方向性

犯則調査・処分に係る手続のデジタル化に対応するため、刑事訴訟法の改正内容に合わせて、関税の犯則調査手続についても同様の見直しを行うことが適当ではないか。
--